

△招 集

川越地区消防組合告示第四号

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会を次のとおり招集する。

平成二十八年六月十四日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十八年六月二十一日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

- (一) 消防ポンプ自動車の取得について
- (二) 化学消防ポンプ自動車の取得について
- (三) 高規格救急自動車の取得について

△会 期

平成二十八年六月二十一日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

近藤 芳宏 議員
 小林 薫 議員 を指名する。

- 三、日程第五以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。
 以上をもって第二回臨時会を閉会する。

△議事日程

平成二十八年六月二十一日（第一日）午後一時開議

- 日程第一 会期決定について
- 日程第二 議案提出書の公表について
- 日程第三 地方自治法第百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
- 日程第四 会議録署名議員指名について
- 日程第五 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第六 議案第二三号 化学消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第七 議案第一四号 高規格救急自動車の取得について

△議場に出席した議員（一三人）

- 第一番 小高 春雄 議員 第二番 山田 敏夫 議員
- 第三番 爲水 順二 議員 第四番 片野 広隆 議員

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

- 第五番 荻窪 利充 議員 第六番 桐野 一忠 議員
- 第七番 明ヶ戸亮太 議員 第八番 中原 秀文 議員
- 第九番 柿田 有一 議員 第一〇番 高橋 剛 議員
- 第一一番 近藤 芳宏 議員 第二二番 小林 薫 議員
- 第一三番 江田 肇 議員

△欠席議員（なし）

△地方自治法第百二十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- 管理者 川合 善明
- 副管理者 飯島 和夫
- 〃 栗原 薫
- 会計管理者 有山 誠一
- 消防局長 高野 春雄
- 次長 澤田 英司
- 〃 柴崎 正治
- 〃 比留間 富雄
- 川越北消防署長 岸 康弘
- 川越中央消防署長 島村 昭仁
- 川越西消防署長 吉田 和広
- 川島消防署長 吉田 敏行
- 総務課長 谷島 忠雄
- 予防課長 橋本 丈夫
- 警防課長 志村 和宏
- 救急課長 秋山 浩利
- 指揮統制課長 安田 勇次

△議場に出席した職員

書記長	田宮 修
書記	佐藤 善幸
〃	武笠 浩
〃	青柳 慎次郎

△開 会（午後一時）

○片野広隆議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。
日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。川越地区消防組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第二回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

（武笠 浩書記 朗読）

川消総発第四一三号

平成二十八年六月二十一日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様
川越地区消防組合管理者 川合 善明

議案の提出について（通知）

平成二十八年本組合議会第二回臨時会に、次の議案を提出いたします。

記

一 消防ポンプ自動車の取得について

二 化学消防ポンプ自動車の取得について

三 高規格救急自動車の取得について

○片野広隆議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○片野広隆議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議発第一三号

平成二十八年六月十四日

川越地区消防組合管理者 川合 善明 様
川越地区消防組合議会議長 片野 広隆

出 席 要 求 書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、六月二十一日午後一時開会の川越地区消防組合議会第二回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第三八二号

平成二十八年六月二十一日

川越地区消防組合議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合管理者 川合 善明

出 席 通 知 書

要求により、平成二十八年本組合議会第二回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者 川合 善明

副管理者 飯島 和夫

〃 栗原 薫

会計管理者 有山 誠一

消防局長 高野 春雄

次 長 澤田 英司

〃 柴崎 正治

〃 比留間 富雄

川越北消防署長 岸 康弘

川越中央消防署長 島村 昭仁

川越西消防署長 吉田 和広

川島消防署長 吉田 敏行

総務課長 谷島 忠雄

予防課長 橋本 丈夫

警防課長 志村 和宏

救急課長 秋山 浩利

指揮統制課長 安田 勇次

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二名の指名を行います。

近藤 芳宏 議員

小林 薫 議員

以上二名の方を指名いたします。

△日程第五 議案第一二号 消防ポンプ自動車の取得について

○片野広隆議長 日程第五、議案第十二号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一二号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求むる。

平成二十八年六月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程となりました議案第十二号、消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越中央消防署高階分署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車及

△日程第四 会議録署名議員指名について

○片野広隆議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

び川島消防署に配備されております消防ポンプ自動車につきましては、水槽付消防ポンプ自動車は平成十五年三月十日に購入し、十三年三カ月が経過、また、消防ポンプ自動車は平成十四年一月九日に購入し、十四年五カ月が経過しており、いずれも著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百六十ミリメートル、全幅千九百二十ミリメートル、全高二千九百ミリメートル、総排気量四千九〇〇、乗車定員は五人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに六百リットルの小型水槽、圧縮空気泡消火装置、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両でございます。

取得の方法でございますが、平成二十八年五月二十四日、五業者による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所と消費税等を含め七千九百四十八万八千円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長のお許しをいただきましたので、議案第十二号、消防ポンプ自動車の取得について質疑をさせていただきます。

先ほど説明がございました今回の消防ポンプ自動車の取得でございますけれども、二カ所の水槽関係の消防ポンプ自動車、十三年とちよつとですかね、あと川島のほうでポンプ自動車、約十四年五カ月ということで、老朽化ということで更新のとうことで説明がございました。

確認でございますけれども、今回のこの議案のポンプ自動車二台を取得するに当たって、平成二十七年の消防年報の中には、消防自動車の配置状況を見ますと、ポンプ自動車が配置されていない消防署、分署も見受けられます。水槽付ポンプ自動車等に対応しているのだと認識しておりますけれども、あわせてこの後の議案にも載せておりますといったことで対応されているんだらうというふうに考えますけれども、今回のその消防ポンプ自動車をどのように、三カ所の話がございましたけれども、二台でございますので、どのように配置をするのかお伺いをしたいと思います。

二点目といたしまして、消防ポンプ自動車に限らず車両には、先ほど十三年とか十四年とかございましたけれども、耐久年数があると思われれます。消防ポンプ自動車の耐久年数と、今回の取得は二台とありますけれども、いわゆる計画どおりなのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

三点目、入札するに当たって仕様書があると思えます。この仕様の決定方法はどうなのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

四点目、耐久年数があるとはいえ、使用頻度にもよるでしょうし、さまざまな整備は必要不可欠だというふうに思います。定期点検や車検、定期以外の整備など、それぞれ入札をかけて整備をされているのか、それともこの納入業者に整備を依頼しているのか、どのように整備をされているのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

五点目、今回の入札は、くどいようですけれども、二台ということでございます。入札も一台ずつではありません。複数台数でございますけれども、その複数台数の入札にメリットはあるのかお伺いをしたいと思います。

六点目、車両の売り払いについて伺いたいと思えます。

ポンプ自動車だけではありませんけれども、まず、売り払いを行っているのか、行っているのであれば、それは入札なのか、どのように売り払いをされているのかお伺いをさせていただきたいと思えます。

あわせて、どのような業者が売り払いに参加しているのかお伺いをさせていただきますまして質疑とさせていただきます。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 主管事務につきまして御答弁申し上げます。

消防ポンプ自動車の配置場所につきましてでございますが、今回更新をお願いします消防ポンプ自動車につきましては、高階分署の水槽付消防ポンプ自動車と川島消防署のポンプ自動車でございますが、車両取得後は大東分署の水槽付ポンプ自動車を高階分署に配置換えを行い、川島消防署と大東分署に配置する予定でございます。

続きまして、消防ポンプ自動車の耐用年数及び今回の更新が計画どおり実施されているのかについてでございますが、消防ポンプ自動車の耐用年数につきましては、通常の使用状況においても車両の損耗度、補修部品のメーカー保有期間、消防ポンプメーカーの定める使用期限等を参考にして十五年に定めております。

また、今回の更新につきましては、当消防組合で定めております車両更新基準に基づき策定しております車両整備計画に即したものでございます。

続きまして、消防ポンプ自動車の仕様の決定方法についてでございますが、消防ポンプ自動車の仕様につきましては、十五年の長期にわたり使用する車両であり、以前と比較し飛躍的に進歩していることから、車両、装備、消火方法等、検討を行い、当消防組合の内部組織でございます消防車両等検討委員会において、現場の隊員の意見を取り入れ決定しているものでございます。

続きまして、消防ポンプ自動車の点検整備を行う業者についてでございますが、消防ポンプ自動車の点検整備につきましては、車種は基本的にトラックと同様でございますので、最初の車体検査に合わせて見積もり合わせを実施し、組合管内の整備工場等が次の車体検査までの点検整備を行うものでございます。

また、ポンプ等の特殊装備部品につきましては、不具合が生じたその都度、ポンプ機装メーカー等に修理を依頼するものでございます。

続きまして、複数台一括購入をすることのメリットについてでございますが、同一規格の車両を二台購入するに当たりまして、一括で購入するほうがより安価に購入できる見込みがあると考え、二台一括購入としたものでございます。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管する部分について御答弁申し上げます。

車両の売り払いにつきましてでございます。

当組合では、不要になった車両につきまして売り払いを行っております。消防車両については、国からの通知に基づきまして、解体を前提として売り払っており、悪用防止のため車体の名称表示を確実に消去するとともに、赤色灯、サイレン及び無線機の撤去を行っております。

売り払いの方法につきましては、組合管内の事業者から複数選定し、見積もり価格の最も高い事業者へ一括して売却をしております。

売却先の実績は、古物営業許可を持つ事業者となっております。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を最終いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第六 議案第一三三号 化学消防ポンプ自動車の取得について

○片野広隆議長 日程第六、議案第十三号、化学消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一三三号

化学消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり化学消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十八年六月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川合 善明

△提案理由の説明（消防局長）

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

（高野春雄消防局長登壇）

○高野春雄消防局長 ただいま上程となりました議案第十三号、化学消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越中央消防署に配備されております化学消防ポンプ自動車につきましては、平成十四年二月八日に購入し、十四年四月月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長七千三百ミリメートル、全幅二千三百ミリメートル、全高三千ミリメートル、総排気量六千四百三〇〇、乗車定員は六人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに五百リットルの泡消火薬液槽、千五百リットルの水槽、ホース延長用資機材及び吸管巻き取り装置を装備した車両

でございます。

取得の方法でございますが、平成二十八年五月二十四日、五業者による指名競争入札を執行した結果、落札業者の東京日野自動車株式会社新狭山支店と消費税等を含め六千二百二十二万九千六百円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

柿田有一議員。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員 議案第十三号、化学消防ポンプ自動車の取得について何点か質疑を申し上げます。

本件は指名競争入札で入札をされております。この入札結果表を少し拝見をしいて気になったので、質疑させていただくことにしました。

昨年、最近ですけれども、燃費の不正の問題で大きな社会問題になっている三菱自動車工業株式会社がございます。燃費の不正取り扱いなどの問題で、さまざま報道がされている。また、さまざまな対応を余儀なくされているという状況にあるかと思いますが、本件の入札結果表の中で、関連があると思われる三菱ふそうトラック・バス株式会社が事業者の一覧として並んでおります。結果として落札には至っておりませんが、指名競争入札ということで、指名の中に入っておりますので、経緯について少し伺いをしておきたいと思っております。

まず、一点目として、三菱ふそうトラック・バス株式会社と燃費不正の問題で話

題になりました三菱自動車工業株式会社との関係について、資本や役員など、そういったことも含めた関係、どういう関係がある会社なのか、確認のためお伺いをしておきたいと思えます。

二点目ですが、入札制度において不正等を行った事業者に対してどういふふうな措置が行われているのか、その制度の中身について少しお伺いをおきたいと思えます。

以上、一回目といたします。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして御答弁申し上げます。

三菱ふそうトラック・バス株式会社と三菱自動車工業株式会社の資本、役員を含めた関係についてでございますが、現在の三菱ふそうトラック・バス株式会社につきましては、二〇〇三年一月に三菱自動車工業から大型車事業を分離独立して設立された別会社でございます。三菱ふそうトラック・バス株式会社は、三菱グループに属しておりますが、株式の九割をドイツのダイムラー社が所有し、残りの一割を三菱商事等の三菱グループが所有しております。また、役員等の人的関係につきましては、確認したところによりますと、現在はないとでございます。

以上でございます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管する部分について御答弁申し上げます。

入札制度において不正等を行った事業者への措置等についてでございます。まず、当消防組合の契約規則につきましては、川越市契約規則等を準用し、あわせて入札制度におきましても準用しているところでございます。

この入札制度において当消防組合の競争入札参加者の資格審査等につきましては、川越地区消防組合競争入札参加者の資格等に関する規定を定め、川越市競争入札参加者の資格等に関する規定及び川島町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規定をそれぞれ準用するものとしております。

平成二十八年川越地区消防組合議会第二回臨時会会議録

同規定第三条におきましては、市長または町長に対してされる申請、届け出、その他の行為は、組合が行う競争入札に対してされるものと、市長または町長が行った資格審査、資格者名簿への登載、その他の行為は、川越地区消防組合管理者が行ったものとそれぞれみなすとして、入札参加資格者を取り扱っております。そのため、同規定に基づき資格者名簿へ登載された者へのその他の行為として、不正等を行った事業者に対して川越市または川島町が行う措置等については、本組合も同様の措置等をするものとしております。

なお、今回の三菱自動車工業株式会社の件につきましては、現在のところ、関係者の逮捕または行政処分がされておられません。そのため、指名停止等の措置には至っておりません。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 御答弁をいただきました。続けて質疑をさせていただきます。

まず、一点目の三菱ふそうトラック・バス株式会社と三菱自動車工業株式会社の関係についてお伺いをいたしました。資本関係、株式等に関する部分と役員について主にお答えをいただきましたが、今回の不正は、三菱自動車工業の不正ですけれども、不正を行った企業は極めて大きな企業だということに特徴があります。大きな企業が、特にグループ会社等をたくさん抱えるような企業が不正を行った場合には、広範囲に影響が及ぶ、また、広範囲の影響を見ながらいろいろな対応をしなければいけないというふう思うわけであります。大企業はそれなりに大きな社会的責任を担っていますから、こういった不正が起こった、または起こした場合には、そういった波及する部分にも影響があるというふうなことを自覚をされて企業経営をされているものと承知をしておりますので、改めて確認をさせていただいたところでです。

資本関係ですけれども、三菱グループが一割の資本ということで、いささか若干の関係があるということは承知をいたしました。

一方で、二点目にお伺いした入札制度において不正等を行った事業者への対応についても聞かせていただきました。現在、指名停止等の措置がされるような対応、つまり行政処分等が行われていないということで、今回の案件については、そういう対応ということにはならなかったのかなと推測をするところであります。

一方で、こうした不正の問題は制度そのものだけではなくて、社会的な関心が大変多うございます。市民の目から見て、不正をやった事業者を、今回は指名競争入札でございますので、当組合が指名の中を含めたということで入札をされています。そういうことはどういふふうな感覚として捉えられるかということを変更できちんと承知をしながら事務をされるのが肝要かと思えます。

最後に、今回の入札に当たって、全く考慮に入れなかったとは思いませんけれども、三菱ふそうトラック・バス株式会社を指名した経緯について、三菱グループだということも考慮されたかと思えますけれども、その点についてどのように対応を考慮検討され、今回の指名に至った、指名競争入札の指名の中に含まれたのか、この点について確認をさせていただき、私の質疑といたします。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 三菱ふそうトラック・バス株式会社を指名した経緯につきまして御答弁申し上げます。

三菱ふそうトラック・バス株式会社は、化学消防ポンプ自動車の該当シャーシを製造していることから指名をいたしました。しかしながら、三菱自動車工業株式会社の燃費試験における不正行為が報道発表されたことに伴い、同社は三菱グループであることから調査確認を実施し、関係部署と協議を行いました。その結果、両社は別会社であり、また、指名停止等の措置がされていないことから、そのまま指名をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第一四号 高規格救急自動車の取得について

○片野広隆議長 日程第七、議案第十四号、高規格救急自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一四号

高規格救急自動車の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条の規定により準用される議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

平成二十八年六月二十一日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程となりました議案第十四号、高規格救急自動車の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、川越北消防署に配備されております高規格救急自動車につきましては、平

成二十一年十二月二日に購入し、六年六カ月が経過し、走行距離約十九万三千キロメートルとなっており、著しく老朽化しておりますことから、今回、更新をお願いしようとするものでございます。

車種はトヨタ四サイクルガソリンエンジンで、全長五千六百ミリメートル、全幅千八百九十五ミリメートル、全高二千四百九十ミリメートル、総排気量二千六百九十三CC、乗車定員は七人でございます。

取得の方法でございますが、平成二十八年五月二十四日、四業者による指名競争入札を執行した結果、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店と消費税等を含め一千八百九十七万五千六百円で契約しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○片野広隆議長 以上をもって川越地区消防組合議会第二回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後一時三十四分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二 議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の

報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四 会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第五 議案第一二号 消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第六 議案第一三号 化学消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第七 議案第一四号 高規格救急自動車の取得について

原案可決